



令和6年4月より、求人募集時等に明示すべき事項が追加されます！
《《《 職業安定法施行規則が改正されました 》》》



求人企業が労働者の募集を行う場合には、賃金や労働時間等の労働条件を明示することが必要ですが、職業安定法施行規則の改正により、令和6年4月1日からは新たに以下の事項についても明示することが必要になります。

- ① 従事すべき業務の変更の範囲
- ② 就業の場所の変更の範囲
- ③ 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項

詳細は、厚生労働省ホームページに掲載しているリーフレット等をご参照ください。



厚労省 令和6年4月 募集時



※上記の記事は東京都産業労働局雇用就労部発行の「とうきょうの労働第1417号」から引用しています。

《《《 ●●● 板橋環境管理研究会セミナー第3回 ●●● 》》》

〈板橋環境管理研究会〉

2024年4月から労働災害防止のために新たな化学物資規制がはじまります。そこで板橋環境管理研究会では4月から変更となる規制に対応するため、また対応漏れをなくすために直前セミナーを開催いたします。

新たな化学物質規制について担当者が知っておかなければならないことや、化学物質規制について対応しなければならぬ事等を解説していただきます。労働安全衛生法改正で化学物質規制、管理について本セミナーで最終確認をされてみてはいかがでしょうか。化学物質管理のご担当者はもとより、経営者の方や環境関係などの担当部署の方、多くの皆様のご参加をお待ちしております。

- ◇ 内 容 2024年法改正に伴う化学物質管理の直前対策
- ◇ 開 催 日 令和6年3月19日（火）14：00～16：00
- ◇ 定 員 会場：若干名（先着順）オンライン：30名（先着順）
- ◇ 会 場 板橋産業連合会仮事務所内
- ◇ 費 用 無 料
- ◇ 講 師 株式会社オオスミ 灰塚 正隆 氏

※ 詳細は同封の資料またはホームページをご確認ください。

資料同封



《《《 ●●● 板橋環境管理研究会セミナー第4回 ●●● 》》》

〈板橋環境管理研究会〉

令和6年4月から板橋区においてもプラスチックの資源回収が始まります。その背景から回収のポイントまでを板橋区職員が分かりやすく解説します。

また、工場等の稼働によって、近隣住民との間に生じる騒音や振動、臭気といった問題を解決する（避ける）ために、過去の実例から対策と解決方法についてもご説明します。

環境関係など担当部署の方をはじめ、経営者の皆さまにもご活用いただくために多くのご参加をお待ちしております。

- ◇ 内 容 第1部 板橋区のプラスチック資源回収について
第2部 事業場が知っておくべき近隣住民との公害問題
- ◇ 開 催 日 令和6年3月26日（火）16：00～17：00
- ◇ 定 員 会場：若干名（先着順）オンライン：30名（先着順）
- ◇ 会 場 板橋産業連合会仮事務所内
- ◇ 費 用 無 料
- ◇ 講 師 第1部 板橋区資源環境部資源循環推進課職員
第2部 板橋区資源環境部政策課職員

※ 詳細は同封の資料またはホームページをご確認ください。

資料同封



《《《 ●●● ChatGPT 活用講座 ●●● 》》》

ChatGPT等の生成AIの利用は、様々な分野で急拡大しています。私たちの暮らしに変革をもたらす便利なツールである反面、現状は情報の正確性やセキュリティ等について課題もあるようです。本講座ではChatGPTの業務への活用のヒントをご紹介します。生成AIは文章の作成をはじめ、イラストや画像の作成などが知られていますが、英語学習についても応用することができます。今回は当会の英文講座をご担当いただいております、マックスRの二宮氏に英語に関する活用法も含めChatGPTについての活用法を解説していただきます。ChatGPTがどのようなものか知りたい方、英語等で活用してみたい方など多くの方のご参加をお待ちしております。

- ◇ 内 容 「ChatGPT活用講座」
- ◇ 開 催 日 令和6年3月21日（木）18：30～20：30
- ◇ 定 員 会場：若干名（先着順）オンライン：30名（先着順）
- ◇ 会 場 板橋産業連合会仮事務所内
- ◇ 費 用 無 料
- ◇ 講 師 株式会社マックスR 二宮 雅規 氏

※ 詳細は同封の資料またはホームページをご確認ください。

資料同封



《《《 ●●● 東京工業団体連合会主催 ビジネスマナー研修 ●●● 》》》

〈一般社団法人東京工業団体連合会主催 板橋産業連合会など33地域団体共催〉

社会人として最低限必要な知識の習得

ビジネスマナー研修

能動的

切り
替え

定着化

- 研修のねらい：
- 社会人への意識の切り替えを促し、新社会人としての心構えを身につける
 - ビジネスマナーの必要性を理解し、能動的な新人へ育成する
 - 実践的な研修により、ビジネスマナーの定着を図る

研修実施概要

- 《参加費》 8,000円
- 《開催日》 2024年4月2日（火）～3日（水）二日間
- 《開催時間》 9時30分～17時
- 《募集人数》 30名
- 《応募締切》 3月22日（金）※定員になり次第締め切り

お申込み方法等は東京工業団体連合会ホームページでご確認ください。

東京工団連 イベント セミナー ビジネスマナー研修



2024年4月から労働条件明示のルールが変わります

労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に あらかじめ 説明する必要があります。
無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※同一の使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

労働条件明示の制度改正のポイント

全ての労働者に対する明示事項	
1	就業場所・業務の変更の範囲の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】 全ての労働契約の締結と有期労働契約の 更新のタイミング ごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「 変更の範囲 」※1についても明示が必要になります。
有期契約労働者に対する明示事項等	
2	更新上限の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】 有期労働契約の 締結と契約更新のタイミング ごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。 更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示※2の改正】 下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者に あらかじめ (更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで)説明する必要があります。 i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合 ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合
3	無期転換申込機会の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】 「 無期転換申込権 」が発生する 更新のタイミング ごと※3に、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示が必要になります。
4	無期転換後の労働条件の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】 「 無期転換申込権 」が発生する 更新のタイミング ごと※3に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。 均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示※2の改正】 「 無期転換申込権 」が発生する 更新のタイミング ごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項※4(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲 など)について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。

※2 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示(有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準)

※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

※4 労働契約法第3条第2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。

事業系有料ごみ処理券をご使用の皆様へ

資料同封

令和6年4月からプラスチックの回収方法が変わり、現在「可燃ごみ」として収集しているプラスチックを「資源」として回収します。

そのため、令和6年4月1日以降、事業系有料ごみ処理券をご使用の皆様におかれましては、プラスチックを「可燃ごみ」と分別したうえで別の袋に入れ、事業系有料ごみ処理券を貼付し、板橋区が定める資源の回収日にお出してください。



資源として回収するプラスチック

- 容器包装プラスチック
- 製品プラスチック

いずれもプラスチック素材だけでできている製品を回収します。

そのため、プラスチック素材の製品であっても、製品の一部に金属やゴムなどプラスチック素材以外のものが使用されている製品は回収対象外です。

なお、「容器包装プラスチック」には、主に  マークが付いていますので、 マークを目安に分別することをお勧めします。

プラスチックの出し方

プラスチックを透明・半透明の中身の見える袋に入れ、袋の容量に合った事業系有料ごみ処理券を貼付したうえで口を結んでお出してください。その際、袋は二重にしないでください。

また、お出しになるプラスチックが汚れている場合は、布などで拭き取る、水ですすぐなどして汚れを落としていただくようお願いします。

プラスチックの回収日

区が定める週1回の回収日に回収します。回収日の当日朝8時まで集積所にお出してください。

資源として回収できないプラスチック

プラスチックでできている製品であっても資源として回収できないプラスチックがあります。

- | | |
|-----------------------------|-------------------------|
| ① 汚れが落ちないプラスチック | ② 最大辺がおおむね30cm以上のプラスチック |
| ③ 金属やゴム、刃物を含むプラスチック | ④ 火災を発生するおそれのあるプラスチック |
| ⑤ 人が感染し、または感染するおそれのあるプラスチック | |

- 問合せ 板橋区資源循環推進課清掃事業係
電話 03-3579-2218

板橋区 プラスチック



新会館建設完了に伴う事務所移転についてのご案内

建替えを行ってありました新会館が令和6年4月1日に完成いたします。それに伴い現在の仮事務所から以前の産連会館の所在地であります板橋区仲宿54番10号に移転します。

移転に伴いしばらくの間、事務処理について通常よりお時間をいただく形となります。皆様には大変ご迷惑をお掛けいたしますが何卒ご理解ご協力いただきたくお願い申し上げます。

事務所移転予定日 令和6年4月1日
新事務所所在地 板橋区仲宿54-10



予告

落成記念式典等を4月上旬に予定しております。
会員の皆様には3月中に別送にて改めてご案内させていただきます。

理事会・専門委員会などの活動報告

● 臨時正副会長会議（2回開催）

- ・開催日：2月7日 16:00～
 - ・開催日：2月27日 15:00～
- 新会館竣工式、落成披露等について話し合いを行った

今後の主な予定

開催日	行事	備考
3月13日	3月理事会	志村コミュニティホール 第一洋室
3月19日	環境管理研究会第3回研修会	ハイブリッド開催
3月21日	ChatGPTの活用講座	ハイブリッド開催
3月26日	環境管理研究会第4回研修会	ハイブリッド開催
2月8日 ～3月14日	ビジネス英語講座（後半）	産連仮事務所内 毎週木曜日（全6回）
2月19日 ～3月6日	3DCADCAM切削加工研修	産連仮事務所内 毎週月～水（全9日間）

- 今後の事業予定は決まり次第、産連ニュース、産連ホームページでお知らせします。

《板橋産連ニュースは、板橋区中小企業活性化事業補助金を活用して発行しています。》